

諮問庁：秋田県知事

諮問日：平成26年11月14日（諮問第123号）

答申日：平成28年5月26日（答申第85号）

事件名：普通自動二輪車の転倒事故に係る示談交渉を行うに当たり当該事故の過失割合の決定及び調査を行った保険会社の担当者の氏名を記録した文書の不存在による非公開決定処分に対する異議申立てに関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、平成〇〇年〇月〇〇日に県道〇〇〇〇線で発生した普通自動二輪車の転倒事故（以下「本件事故」という。）に係る示談交渉において、過失割合の決定及び調査を行った保険会社の担当者の氏名を記録した文書（以下「本件対象文書」という。）について、これを保有していないとして非公開とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経緯

#### 1 公開請求の内容

異議申立人は、平成26年9月26日、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、実施機関に対して「〇〇地域振興局建設部用地課が〇月〇〇日に発生した鉄板による原付バイク転倒事故の示談交渉の際、過失割合の決定及び調査を行った保険会社名と担当者名」という内容で公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成26年10月8日、条例第10条第1項の規定に基づき、当該保険会社の名称が記録された文書については全部公開決定処分を、当該保険会社の担当者の氏名が記録された文書については不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成26年10月22日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張の要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その取消しを求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立人の異議申立書、意見書及び意見陳述によると、概ね次のとおりである。

(1) 異議申立人は、平成〇〇年〇月〇〇日午前〇〇時頃、補修工事が行われていた県道〇〇〇〇線の坂道を普通自動二輪車で通行する際に転倒し、負傷した。

〇〇地域振興局建設部用地課（以下「用地課」という。）は、平成〇〇年〇月〇日の第1回示談交渉において、県の過失割合は1割であるとし、その過失割合を決定したのは保険会社であると説明した。

しかし、平成〇〇年〇月〇〇日の第2回示談交渉においては、県の過失割合は2割であるとし、用地課の〇〇〇〇〇〇は、過失割合は調査に基づいて県が決めたと説明したが、その一方で、用地課の〇〇〇〇〇は、過失割合は保険会社が決めたと説明しており、上司と部下の発言に食い違いが出てきたため、この過失割合の決定には正当性がないのではないかと疑問が生じ、本件請求に至ったものである。本当に保険会社が本件事故に係る過失割合を決定したのであれば、保険会社の担当者に、自分の意見を述べ、過失割合の詳細を確認したかったものである。

- (2) 第1回示談交渉において、異議申立人は、用地課から損害額の内訳を求められている。

また、第2回示談交渉において異議申立人に提示された文書及び平成〇〇年〇月〇〇日付けで県の弁護士から異議申立人に送付された文書には、保険会社が算出したとされる損害額が明記されていた。

そこで、異議申立人が県の弁護士に問い合わせたところ、損害額に係る文書は保険会社から送られてきたものであるとのことであった。

このことから、保険会社から用地課に対して損害額に係る文書が送られていると考えるのは当然のことであり、何ら不自然なことはない。

そして、文書が不存在であるという説明は、虚偽であることが分かる。

- (3) 不存在による行政文書非公開決定通知書では、「公開請求に係る行政文書を保有していないため。」と説明しているが、これは保険会社が過失割合を決定したとする用地課の説明と矛盾している。用地課が説明したとおり、過失割合が保険会社により決定されたのであれば、それに関する何らかの文書が県に存在しないのはおかしい。

また、不存在の内容説明として、「保険会社内での検討過程は県の関

知するところではなく、県に文書は存在しません。なお、この保険内容は、保険会社の助言も得ながら県が示談交渉を行うものですが、助言については、交渉を進める上での参考として扱っております。」とあるが、過失割合を決定した際に助言を得ただけで参考とした文書すらないというのは無理がある。

さらに、この回答により、県との契約に示談交渉サービスがないことが明らかとなったにも関わらず、用地課は、本件事故に係る過失割合の決定は保険会社が行ったものであると説明しており、このような虚偽の説明は、情報公開の制度自体を揺るがしかねない悪質な行為であり、この行為が妥当であるとするならば、情報公開制度の存在が危ぶまれる。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、本件対象文書について本件処分を行った理由を次のように説明している。

##### 1 本件処分について

実施機関では、道路の設置又は管理について賠償責任を問われた場合に備えて施設賠償責任保険（以下「本件保険」という。）に加入している。道路事故が発生した場合、保険会社の助言を受けて、被保険者である実施機関が自ら相手方と折衝する。そして、示談成立後に保険会社から被害者に賠償金が支払われることとなる。

本件請求の内容は、平成〇〇年〇月〇〇日に発生した普通自動二輪車の転倒事故に係る示談交渉において、過失割合の決定及び調査を行った保険会社の名称及び担当者の氏名である。

本件請求のうち、保険会社の名称については実施機関と契約している会社の名称であることから公開したが、保険会社の担当者の氏名については

不存在を理由に非公開としたものである。

## 2 本件対象文書を不存在とした理由について

本件保険には、保険会社が被害者と示談交渉を行うサービスはなく、被保険者である実施機関が自ら示談交渉を行う。また、実施機関は、被害者と交渉を行うに当たり、保険会社の助言を参考に交渉方針を決定し、相手方と折衝していくこととなる。

保険会社の助言は、被害者と交渉を行うに当たり、被保険者に対して行われるものであり、当該助言により過失割合が決定されるものではなく、あくまで過失割合の決定権は被保険者である実施機関にある。

実施機関が助言を受けるに当たって、当該助言の内容を伝える保険会社の連絡担当者はいるが、その者は、異議申立人が求める過失割合の決定及び調査を行った担当者ではない。

また、助言を行うに至るまでの保険会社内部における検討過程については、実施機関は関知していない。

したがって、異議申立人が請求する文書は存在しないため、不存在による非公開決定処分としたものである。

## 第5 調査審議の経過

- 1 平成26年11月14日 諮問の受付
- 2 同 年12月25日 実施機関から非公開理由説明書を収受
- 3 平成27年 4月13日 審議
- 4 同 年 7月14日 異議申立人及び実施機関が意見陳述
- 5 同 年12月22日 審議
- 6 平成28年 1月19日 審議
- 7 同 年 2月25日 審議

8 同 年 3月17日 審議

9 同 年 4月26日 審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件事故に係る示談交渉において、過失割合の決定及び調査を行った保険会社の担当者の氏名を記録した文書であり、実施機関は、当該文書を保有していないとして非公開としている。

### 2 本件対象文書の存否について

異議申立人は、本件請求において、過失割合の決定及び調査を行った保険会社の担当者の氏名の公開を求めていることから、以下では、本件対象文書を本件事故に係る示談交渉において、過失割合の決定を行った保険会社の担当者（以下「決定担当者」という。）の氏名を記録した文書及び本件事故に係る調査を行った保険会社の担当者（以下「調査担当者」という。）の氏名を記録した文書とに分けた上で、それぞれの文書の存否について検討する。

当審査会において、本件保険に係る重要事項説明書を見分したところ、「①商品の仕組み」欄において、本件保険には、保険会社が被害者と示談交渉を行うサービスはなく、保険会社からの助言に基づき被保険者である実施機関が被害者と直接示談交渉を行う契約であることが確認できた。

よって、示談交渉及び過失割合の決定に保険会社が加わることはないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、他に決定担当者の存在をうかがわせる特段の事情も認められないことから、実施機関には、決定担当者の氏名を記録した文書は存在しないものと認められる。

また、当審査会において、本件事故に係る助言に当たり保険会社が作成

した見解書（以下「見解書」という。）を見分したところ、見解書には、実施機関に助言を伝える保険会社の社員の氏名が記録されていることが確認できた。

この点について、見解書に記載された保険会社の社員の役割について実施機関に確認したところ、実施機関からは、自らが保険会社に確認した結果に基づいて、当該社員は、外部と連絡を取る連絡員であり、調査担当者には該当しないとの回答がなされた。

当該回答の内容には、特段不合理な点は認められず、他に調査担当者の氏名を記録した文書が実施機関に存在することをうかがわせる特段の事情も認められない。

以上のことから、実施機関は、本件事故に係る決定担当者及び調査担当者の氏名を記録した文書を保有していたとは認められず、本件処分を行ったことは、妥当である。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、用地課の職員の対応等について種々主張するが、当審査会は、条例第15条第1項の規定による諮問に応じて調査審議する機関であるため、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会は判断する立場になく、異議申立人の当該主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	白鷗大学法学部教授
会 長	柴 田 一 宏	弁護士

	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」 副代表
会長代理	三 浦 清	弁護士